

横浜市木造住宅耐震改修促進事業
設計・施工事業者一時登録届出書

（申請先）
横浜市 長

補助事業を利用する者から、下記の補助事業に基づく住宅の耐震改修にかかる業務のうち、下記の区分について委託したいと申出がありましたので、横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度実施要綱第12条第1項及び第2項の規定により、一時登録届出書を提出します。この届出書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

補助事業 番号	
一時登録の届出を行う区分 （※ 登録する区分に○印を御記入ください。設計・施工の両方を希望することもできます。）	設計 ・ 施工

年 月 日

申請者 所在地

事業者名

役職名・代表者名

印

添付書類

- 1 設計区分の一時登録を申請する事業者
 - (1) 事業者一時登録票（第10号様式）
 - (2) 宣誓書（設計区分・一時登録）（第11号様式）
 - (3) 所属建築士が耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号又は第2号に該当することを証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 施工区分の一時登録を申請する事業者
 - (1) 事業者一時登録票（第10号様式）
 - (2) 宣誓書（施工区分・一時登録）（第12号様式）
 - (3) 市内事業者であることを証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度
事業者一時登録票

一時登録区分		設計・施工		
事業者名、代表者名フリガナ				
事業者名、代表者名				
所在地		〒		
電話番号/FAX 番号				
定休日				
支店・営業所等	名称			
	所在地	〒		
	電話番号/FAX番号			
	定休日			
Eメール				
ホームページ				
設計	建築士事務所 登録	番号	()級建築士事務所()登録第 号	
		名称		
	耐震改修工事計画を 策定する際に用いる 耐震診断法 (該当に○)			【精密診断型】 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」
				【一般診断型】 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」
			【壁量充足型】 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定（地震に関する構造耐力に係る部分に限る）に適合するものであることを確認する方法	
申告		申告内容に該当する場合は、□にチェックをしてください。 □ 上記で選択した耐震診断法を用いて耐震改修工事計画を作成することができる建築士が、耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号又は第2号に該当し、当事業者及び当事業者が登録を受けた建築士事務所に所属しています。		
施工	建築工事業に関する 建設業許可番号	()許可(-)第 号		

宣誓書（設計区分・一時登録）

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度の一時登録事業者として、次に掲げる事項を遵守することを誓います。（※用語の定義は同制度実施要綱によります。）

なお、宣誓内容に反する行為を行った場合には、一時登録事業者の再度の登録を認められなくても、又、事業者名の公表が行われても、異議を唱えません。

記

- 1 補助事業にかかる業務において、市民の信頼を損なうことのないようにすること。
- 2 補助事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に規定する手続きを、当該要綱に規定する期間内に、適正かつ速やかに実施すること。
- 3 市長が発行する補助事業にかかる手引き及びマニュアル等を熟読し、理解すること。
- 4 補助事業において市長に提出した書類一式（写真等を含む）と同一のものを、当該補助事業の申請者に提出し、その内容について申請者が理解できるように説明を行うこと。
- 5 当該事業者の一時登録の内容が変更になった場合には、速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。
- 6 市長がこの要綱及び補助事業の目的を達成するために必要と認めるときは、一時登録事業者は、市長が一時登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。
- 7 一時登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、検討会の委員の助言を勘案したうえで、市長が一時登録事業者の再度の一時登録を認めないとした場合に、当該決定に異議を唱えないこと。
- 8 耐震診断、耐震改修工事及び補助事業にかかる業務を良心的かつ誠実にを行うこと。
- 9 補助事業において、市長が定める方法に従い耐震改修工事計画を作成し、工事監理業務を適切に行うこと。
- 10 補助事業において、「一般診断法」又は「精密診断法」による計算書を提出するときは、市長が別に指定する「木造住宅耐震診断プログラム（N値又は変換N値計算を含む）」を用いて、当該計算書を作成するように努めること。
- 11 補助事業にかかる工事監理業務においては、原則として当該申請の代表となる設計者が、市長が実施する中間検査及び完了検査に立会い、適切に受検すること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該事業者に所属する建築士の立会いでも可とする。
- 12 補助事業において、耐震改修工事を行う建築物の耐震診断の計算書及び報告書を提出するときは、認定診断法のうちいずれかの方法に基づき、現地調査を詳細に行い、写真及び図面にて調査結果を正確に記録し、現況の保有耐力を正確に評価すること。
- 13 補助事業に基づく木造建築物の耐震改修工事にかかる設計業務は全て当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属する建築士のみが行い、地盤調査を除き、他のものへ当該業務を請け負わせないこと。
- 14 補助事業において、耐震改修工事を実施した場合は、当該工事の完了後、速やかに当該補助事業の申請者に当該耐震改修工事を行った建築物の固定資産税の減額に必要な書類（平成 18 年 3 月 31 日国土交通省告示 446 号の規定による。）を発行するよう努めること。

年 月 日

所在地

事業者名

役職名・代表者名

印
(A 4)

宣誓書（施工区分・一時登録）

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度の一時登録事業者として、次に掲げる事項を遵守することを誓います。（※用語の定義は同制度実施要綱によります。）

なお、宣誓内容に反する行為を行った場合には、一時登録事業者の再度の登録を認められなくても、又、事業者名の公表が行われても、異議を唱えません。

記

- 1 補助事業にかかる業務において、市民の信頼を損なうことのないようにすること。
- 2 補助事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に規定する手続きを、当該要綱に規定する期間内に、適正かつ速やかに実施すること。
- 3 市長が発行する補助事業にかかる手引き及びマニュアル等を熟読し、理解すること。
- 4 補助事業において市長に提出した書類一式（写真等を含む）と同一のものを、当該補助事業の申請者に提出し、その内容について申請者が理解できるように説明を行うこと。
- 5 当該事業者の一時登録の内容が変更になった場合には、速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。
- 6 市長がこの要綱及び補助事業の目的を達成するために必要と認めるときは、一時登録事業者は、市長が一時登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。
- 7 一時登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、検討会の委員の助言を勘案したうえで、市長が一時登録事業者の再度の一時登録を認めないとした場合に、当該決定に異議を唱えないこと。
- 8 耐震改修工事及び補助事業にかかる業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- 9 補助事業において、市長が定める方法及び耐震改修工事計画に従って工事を行い、市長が実施する中間検査及び完了検査を適切に受検すること。
- 10 補助事業にかかる工事契約を締結する場合は、工事内容に変更が生じた場合の取扱い及び工事を中止した場合の取扱い等を説明し、当該補助事業の申請者と合意のうえで契約を締結すること。
- 11 補助事業にかかる工事施工業務を一括して他のものに請け負わせないこと。

年 月 日

所在地

事業者名

役職名・代表者名

印

(A 4)